

該当図書欄① 令和5年3月  
 該当図書欄①② 令和5年8月追加  
 該当図書欄①② 令和6年4月追加  
 該当図書欄①② 令和6年6月追加

「建築改修工事監理指針 令和4年版（上巻）」（令和4年12月1日発行 第1版 第1刷）、  
 （令和5年5月31日発行 第2版 第1刷）の正誤表について

お手持ちの仕様書の奥付（最終ページ）の発行日をご確認いただき、下記により該当の「正誤表」による訂正をお願いいたします。

- ① 令和4年12月1日発行 第1版 第1刷
- ② 令和5年5月31日発行 第2版 第1刷

該当 図書	頁	章節項	訂正箇所	誤	正
①	9	1.0.2	上から8行目	最終改正 令和元年5月31日 <del>法律第16号</del>	最終改正 令和元年5月31日
①	11		上から9行目	最終改正 令和元年6月14日	最終改正 令和3年5月19日
			上から13行目	…措置及び施工体制の…	…措置、 <u>適正な金額での契約の締結等のための措置</u> 及び施工体制の…
			下から13行目	一部改正 令和元年6月14日	一部改正 令和3年5月19日
①	12		上から4行目	…公共工事の発注者…	…公共工事等（ <u>公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。</u> ）の発注者…
			下から6行目	…再施工- <del>（瑕疵修補）</del> …	…再施工…
①	14			(シ)の上から2行目	令和2年3月17日。
①	15	1.0.4	下から16行目	契約書第18条（条件変更）…	契約書第18条（条件変更 <u>等</u> ）…

①	22	1.0.7	表中の下から3行目	※請負工事記載部分検査請求書	※請負工事既済部分検査請求書
①	30	1.1.5	上から12行目	…施工台帳…	…施工体制台帳…
			下から3～2行目	…以下「 <del>公共工事適正化法</del> と言う。)…	…)
①	31	1.1.5	上から5～7行目	なお、 <del>公共工事適正化法は平成27年9月11日に改正されており、適正化指針についても平成26年9月30日、一部変更され国土交通省他告示第1号として新たに制定されている。</del>	なお、適正化指針は、平成23年8月9日（閣議決定。一部変更 令和4年5月20日）に変更されている。
			上から8行目	また、 <del>公共工事適正化法</del> では…	また、 <u>入契適正化法</u> では…
①	32	1.1.7	1.1.7の5,7行目(2か所)	…関連工事…	…関連工事等…
①	36	1.2.1	(3)の上から5,6行目	… <del>別契約の他の工事</del> …	… <u>関連工事等</u> …
			(3)の上から7行目	…各工事の…	…各 <u>関連</u> 工事の…
①	40	1.3.1	1.3.1の上から5行目	…最終改正令和元年6月12日)…	…最終改正令和3年3月30日)…
			1.3.1の上から15行目	一部変更 令和元年10月18日	一部変更 令和4年5月20日
①	50	1.3.5	上から4,7,13行目(3か所)	「標仕」	「 <u>改修標仕</u> 」
			上から24行目	標仕	「 <u>改修標仕</u> 」
①	54	1.3.7	図1.3.4の海上保安(部)署	—	(海上保安(部)署のボックスを削除)
①	62	1.3.12	下から12行目	…最終改正 平成26年6月4日…	…最終改正 <u>令和3年年5月19日</u> …
			下から8行目	…最終改正 平成26年6月13日…	…最終改正 <u>令和4年5月20日</u> …
			下から1行目	「改修標仕」	<u>当センター発刊の「改修標仕」</u>
①	72	1.3.15	上から4行目	…契約書第50条…	…契約書第57条…
			上から8行目	…契約書第31条…	…契約書第32条…
①	96	1.7.3	下から6,7行目	平成30年2月現在、33職種…	<u>令和4年3月末</u> 現在、40職種…

①	98	1. 7. 8	下から 9, 10 行目	最終改正 平成 26 年 6 月 4 日	最終改正 令和 3 年 5 月 19 日				
①	100	1. 8. 0	(イ)の上から 1 行目	…公共工物品確法及び公共工事適正化法…	…公共工物品確法及び入契適正化法…				
①	101	1. 8. 2	1. 8. 2 の本文 1 行目	…公共工物品確法及び公共工事適正化法…	…公共工物品確法及び入契適正化法…				
①	103	1. 9. 2	(2)の 3, 4 行目	…必要がなくなったということではない。	…完成図の提出が特記されている場合は、確認して作成させる。				
①	141	2. 4. 1	下から 10 行目	…際は健康増進促進法に…	…際は健康増進法に…				
①②	149	3. 1. 4	表 3. 1. 1(その 1) 「改修標仕」表 3. 3. 3～ 表 3. 6. 3 による種別」欄	「改修標仕」 表 3. 1. 1 に よる種類	新設防 水層の 種類	「改修標仕」表 3. 3. 3～ 表 3. 6. 3 による種別	「改修標仕」 表 3. 1. 1 に よる種類	新設防 水層の 種類	「改修標仕」表 3. 3. 3～ 表 3. 6. 3 による種別
				P1B 工法	アスファルト	B-1・B-2・B-3	P1B 工法	アスファルト	B-1・B-2
				P1BI 工法	防水層	BI-1・BI-2・BI-3	P1BI 工法	防水層	BI-1・BI-2
				P2A 工法		A-1・A-2・A-3	P2A 工法		A-1・A-2・A-3
				P2AI 工法		AI-1・AI-2・AI-3	P2AI 工法		AI-1・AI-2・AI-3
				P0D 工法		D-1・D-2・D-3・D-4	P0D 工法		D-1・D-2
				P0DI 工法		DI-1・DI-2	P0DI 工法		DI-1・DI-2
①②	150		表 3. 1. 1(その 2) 「改修標仕」表 3. 3. 3～ 表 3. 6. 3 による種別」欄	「改修標仕」 表 3. 1. 1 に よる種類	新設防 水層の 種類	「改修標仕」表 3. 3. 3～ 表 3. 6. 3 による種別	「改修標仕」 表 3. 1. 1 に よる種類	新設防 水層の 種類	「改修標仕」表 3. 3. 3～ 表 3. 6. 3 による種別
				M3D 工法	アスファルト	D-1・D-2・D-3・D-4	M3D 工法	アスファルト	D-1・D-2
				M3DI 工法	防水層	DI-1・DI-2	M3DI 工法	防水層	DI-1・DI-2
①②	423	4. 3. 17	下から 12 行目	4. 3. 12 に示したアンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法及び・・・	4. 3. 11 示したアンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法及び・・・				

①②	494	4.5.4	表 4.5.10 (注)1. (注)2.	(注)1. 表中の記号の意味は、表 4.6.2 と同じ 2. 各工法・・・条件は、表 4.6.2 と同じ	(注)1. 表中の記号の意味は、表 4.5.9 と同じ 2. 各工法・・・条件は、表 4.5.9 と同じ
①②	523	4.8.2	上から 9 行目	(4) (イ)・・・表 4.9.2 の…	(4) (イ)・・・表 4.8.2 の…
①②			表 4.8.2 の[劣化度]欄記号	1 2 3	i ii iii
①②			表 4.8.2 の[鉄筋の腐食状況]欄の最下行	…大多数の鉄筋の腐食グレードは 5 である。	…大多数の鉄筋の腐食グレードは 4 である。
①②	524		表 4.8.4 の表題	表 4.8.4 コンクリート中の塩化物量が鉄筋腐食に及ぼす影響程度の分離による劣化原因の強さの分類	表 4.8.4 コンクリート中の塩化物イオンによる鉄筋腐食への影響程度の分類
①②			表 4.8.4 の単位	mg/m <sup>3</sup>	kg/m <sup>3</sup>
①②			表 4.8.5 の表題	表 4.8.5 コンクリート表面のひび割れによる鉄筋腐食に及ぼす影響程度の分類	表 4.8.5 ひび割れ先行型劣化による鉄筋腐食への影響程度の分類
①②	525		上から 3～4 行目	(6) (ア) (a) 外観の劣化症状(表 4.8.2)もしくは鉄筋の腐食状況(表 4.8.3)において、劣化度が ii もしくは iii となった場合に行う。	(6) (ア) (a) 外観の劣化症状又は鉄筋の腐食状況(表 4.8.2)において、劣化度が ii もしくは iii となった場合に行う。
①②			上から 5～6 行目	(6) (ア) (b) コンクリートの中性化(表 4.8.3)もしくは塩化物イオン量(表 4.8.4)、コンクリート表面のひび割れ(表 4.8.5)において…	(6) (ア) (b) コンクリートの中性化(表 4.8.3)、塩化物イオン量(表 4.8.4)又はコンクリート表面のひび割れ(表 4.8.5)において…
①②			上から 8～9 行目	(6) (イ) 外観の劣化症状および鉄筋の腐食状況において劣化度が i であっても、外観の劣化症状が確認される場合やコンクリートの中性化もしくは塩化物イオン量…	(6) (イ) 外観の劣化症状及び鉄筋の腐食状況において劣化度が i であっても、外観の劣化症状が確認される場合やコンクリートの中性化又は塩化物イオン量…

①②	526		表 4.8.7 に注記を追加	—	<u>(*)鉄筋腐食が著しく進行し、構造的な検討が必要と考えられる場合を除く。</u>
①②			表 4.8.8 の[劣化度]欄 i -[鉄筋腐食への影響程度] 欄小	不要 (かぶり不足の場合は表 4.9.7 を参考)	不要 (かぶり不足の場合は表 4.8.7 を参考)
①②			表 4.8.8 の[劣化度]欄 ii 及 び iii-[鉄筋腐食への影響程 度]欄大	表 4.9.6 を参考	表 4.8.6 を参考
①	655	5.8.5	上から 1 行目	表 5.10.3 錠 (その 2)	表 5.8.10 錠 (その 2)
①	698	5.14.3	上から 12~20 行目	したがって、… 1 箇所追加する。	(左記箇所を(c)の後ろに移動し、2文字左に寄せる。)
①	830	6.9.3	上から 7 行目	ヒートボンド工法は、図 6.9.22…	ヒートボンド工法は、図 6.9.21…
①	830	6.9.3	下から 2 行目	… (図 6.9.21 参照) …	… (図 6.9.22 参照) …
①	860	6.11.6	下から 6 行目	(ウ) 塗装は特記による。	(イ) 塗装は特記による。
①	861	6.11.6	上から 1 行目	(エ) この工法については、…	(ウ) この工法については、…